

Title	穂積博士の隠居論を読む ( 其一 )
Sub Title	
Author	福田, 徳三
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1915
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.9, No.6 (1915. 6) ,p.597(1)- 617(21)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19150601-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19150601-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

當會社ニハ株主ナルモノナシ會社ハ保  
險契約者ノ共有ニシテ會社ノ利益ハ保  
險契約者ニ配當ス

東京市京橋區桶町十八番地



千代田生命保險會社

相互會社

電話京橋 三三番三三番一三五六番

社長 門野幾之進  
專務取締役 北川禮彌  
取締役 牛場卓藏  
監査役 岩本述太郎  
監査役 麻生義一郎

結婚 徵兵 教育

本會社は我保險界に比類なき少年少女専門の  
保險會社にて徵兵、結婚資教育費並に營業資  
金蓄積の最良機關なり

本社 東京市京橋區桶町十八番地  
電話京橋三〇二四番  
振替口座東京六五九五番  
大阪所 大阪市東區高麗橋五丁目九番  
電話本局一五六一番  
福岡所 福岡市天神町二番地  
出張所



日本徵兵保險株式會社

取締役社長 門野幾之進  
專務取締役 足立 莊

特色

- 一、本會社は株式會社の特長と相互會社の美點とを併有し株主には有力知名の士を網羅す
- 一、會社は決算の利益金を保險契約者に配當するが故に會社の利益は被保險者の利益なり
- 一、一年志願兵入學には保險金の八割を拂渡尙徵集猶豫中は利息を附加す

三田學會雜誌 第九卷第六號

論 說

穗積博士の隱居論を讀む (其二)

福田 徳三

目 次

- (一) 開題
  - (二) 第一版と第二版の外形上の差違
  - (三) 同上内容上の根本的差違
  - (四) 法制史として見たる本書の間隙
  - (五) 形式上不備なる若干點
- 第九卷 (五九七) 論 說 穗積博士の隱居論を讀む

一 開題

穂積博士此頃新刊の隱居論第二版を予に賜ひて讀ましむ。予は先年其第一版も亦博士よりの惠與を忝ふして一讀したることありしが、當時は精考を重ねる餘時を有せざりし爲め、博士の芳情に對し學問上に於て酬ゆる所なくして打過ぎたり。今第二版に接し之を再讀するに及び第一版に於けるよりも予輩の專攻する學問に關連する所論遙かに多きを見出したるが故に、第一、第二兩版を通讀して得たる印象の一端を記述し間々管見を加へて、學者間贈答應酬の禮を盡さんとす。但し純法律的部分に就ては予は唯だ讀みて其意を諒解し得るのみ、之に對して何等の意見を立つる能はざるは勿論なり。乃ち以下記述する所は主として經濟學若くは社會學の方面に關する觀察に限るものと諒察せられんことを望むものなり。

二 第一版と第二版との外形上の差違

穂積博士の隱居論第一版は『法理學叢書』の一冊として去明治二十四年十二月哲學書院に於て出版したるものにして十二行二十五字二百六十一頁より成る一小冊子なり。然るに今度出版せられたる其第二版は十三行三十二字七百二十四頁の

本文と五十頁に渉る詳密周到なる附録及索引より成る *statistischer Band* なり。此の外形的の一事實のみを以てして今予が紹介せんとする新版は之を再版と稱するよりも寧ろ一の新著作と認むるの當を得たるを知る可し。有名なるマルサスの『人口論』の第二版が之を第一版に比して全然一新著書と稱せざる可からざるが如く、又はヘルクナー教授の『勞働問題』が版を異にする毎に全然改稿せられたる新著述たるが如くにして、予が嘗て後者を評して『其人穩健公平にして此書は改版毎に全く別書と云ふ可き程改訂す眞に學者の態度と云ふ可し』改定經濟學研究 第一一八九頁と云ひしもの其儘移して隱居論を評するの辭と爲す可きなり。元より著者は『高踏勇退し、優遊自適社會の尊敬と子弟の奉養とを受けて餘命を完するも亦人生の至樂と謂ふべきなり』隱居論 第二版 第七二四頁の境遇に在るものなれば、斯くの如きは寧ろ當然と云ふ可きに似たりと雖も、未だ高踏せず未だ勇退せざる内に、老衰既に至りて何等研究の實を示さざる學者尠からざる我邦に在りては誠に一の顯著なる例外として『老者の矍鑠として心身共に壯者を凌ぐもの』として敬服せざる能はざる所なり。現存世界經濟學者中の第一人たる英國のマーシアル先生も先年ケムブリッヂ大學教

授の任を門弟ビグーに譲りて退隱し爾來著述の完成に全力を傾注しつゝあり、我等後學は頭を伸べて其公刊を待ちつゝあり爾來數年未だ何の聞く所なしと雖も遠からず吾人の渴望を醫するに足る雄篇の出で來る可きは疑なし而して今や端なく専門以外の此隱居論に接するは予輩の快感を禁じ能はざる所なり然り而して新版に附け加へられたる論述の多くが主として予輩の專攻する社會政策の學に關連することを見出したるは此印象を更らに深くするものならずんばあらず

三 同上内容上の根本的差違

今先づ未だ此書を讀まざる人の爲めに其内容の一斑を記録し置くの必要あり。第一版に於ては編を置くこと六、曰く隱居の起源種類名稱年齢効果將來是なり。第二版も亦大體に於て此編別を襲踏し隱居の性質及要件隱居の無效及取消の二編を年齢と効果との間に挿入し通計八編と爲せり。故に卒然として目次のみ就て判するときは改訂増補は部分的のものに過ぎざるが如くに見ゆ可し。然るに其内容に至りては誠に著しき相違あるなり。元より立論の根柢に至りては『著者が曾て本書の第一版に於て述べたる所と殆んど符節を合すが如く大に意を強うするに

足るものあり故に輒近に於ける人類學社會學及び道德史の進歩は概して著者の卑見を裏書するか然らざれば之より尙ほ數歩を進めたるものにして、著者が過を改むるに吝ならざるを以て學者の德義なりとし常に之を服膺せんことを期するに係らず此點に付ては未だ甚しく所説を改むるの必要を觀ざりしなり』八頁のセ、と公言する所の如くなるなり。然れども予輩を以て見る社會政策上に於ける著者研究の進歩は第一版と第二版との間に著しき相違を點出せしめたるものゝ如し。即ち第一版に於て著者が隱居の將來を論じたる結句は左の如きものあり。

要するに社會文明の程度尙ほ甚だ低く腕力的生存競争の盛に行はるゝ時代に於ては少壯血氣の者獨り其衝に當り、老人は退隱するの必要存したりしが、文化高等の社會に於ては智識的生存競争の熾に行はるゝを以て老鍊熟達之士は有莘之野に耒耜を擲ち渭水之陽に釣竿を捨て社會の表面に立ち、自ら生存競争の衝に當りて少壯血氣の後進輩を壓し、議事堂裏に於ける政事家、法廷々内に於ける法官、狀師及び講壇の碩學、帷幕の謀將等の如き殆んど銀髮朱顔の老人ならざるはなきに至る。社會の狀態既に斯くの如くなるときは退遜儉安の俗は自ら廢



滅し、隱居を爲す者は、極老にして心神衰耗し實際世務を執る能はざる者のみに至るべし。故に我輩は曰はんとす、隱居は腕力の生存競争と正比例を以て興廢し、智識的生存競争と反比例を以て消長すと。第六十一頁二百六十、

要言すれば、第一版に於ける著者は、隱居制度の廢滅を樂觀するに止り、往時に於て隱居の制度によりて成されたる *Wife Dienste* に代はる可き將來進化の産物に就ては考慮を加ふることなかりしものにして、單に右の結句のみに付て見れば著者も

亦重野博士等と同様に隱居廢止論者の一人たるが如くに思はる可し。但し其實然

は他所に於て看取することを得るなり、二百三十六頁以下を見よ、然れども著者は終に斷じて曰く、『社會の狀態にして既に此くの如くなる時は隱居に關する法規仍ほ存するに斷謂告朔之餼羊』たるに過ぎざるに至らん、二百四十六頁を以て著者眞意の存する所を察するに足らん

然るに第二版に於ける著者は曰く

老齡疾病其他の事由ありて其義務を盡す能はざる者をして其職を去らしむるは公益の要求なり。裁判官を終身官とせんとする者は正義を老耄者の手に委して人民の權利義務を犠牲とするの危険を冒さんとする者なり。隱居を廢し家長の地位を終身的ならしめんとする者は、一家の運命を老耄者篤疾者の手に委し

て家族の幸福を犠牲とするの危険を冒さんとする者なり。若し國家に裁判官をして相當の制限の下に退職せしむる必要ありとすれば、一家に於ても亦た同一の理由に因り一定の條件の下に戸主の退職することを許すは當を得たるものと云はざる可らざるなり。

老衰者の退隱を必要とするは獨り戸主たる身分に關して然るのみならず、公私萬般の事業に於て皆然らざるはなし(中略)故に頽齡未だ至らざるに安逸を貪りて退隱するの風は素より厭ふべしと雖も老耄の已に至れるを知らず頑然其位置に執著して後輩の進路を塞ぐが如きは亦素より憂ふべきの事たり(中略)退隱の已む可らざる豈獨り家長の地位のみならずや。第二版七百二十、三、四頁

此一句により著者は隱居の必要を高調し更らに其範圍を擴張して社會萬般の事業に及ぼす可しと主張す。兩々比較し來りて冷靜に之を校勘するとき著者の見解の彼此著しく懸隔せることは之を否定する能はざるなり。予は先づ此一事を確定し置くの必要を感ず。其意は著者序言の告白との矛盾を指摘せんとするにあらず、全篇を通讀する違なき讀者が序言の一節に拘泥して第二版の論述は唯だ増補

點綴の上に於て第一版と異なるに止まると速断せんことを虞るればなり、矛盾を指摘するは容易なり、舊約聖書中より片言隻語を拉へ來るときは惡魔と雖も猶ほ基督を難詰するを得るなり、本書の著者の如く *slow to assert, ready to reconsider* 第二版を以て研學の生命とするものにありては矛盾も亦大なる意味を有す之に對する吾人は虚心平氣其中に潜在する『隠居論の進化』を検出す可き義務あるなり、予が隠居論第二版を以て單に法律學者の論究に一任し去るに満足せず、日本經濟學の *dogmengeschichtliches Ereigniss* として考察を試みんが爲めに此一文を草する根本の理由茲に在り。

四 法制史として見たる本書の間隙

さて右に暗示したる鎖鑰を以て本書の根本問題に立向ふに付ては一應著者立論の結構を心得置かざる可からず、何となれば本書は編を分つこと八章を分つこと二十六引證は該博にして記述は豊富なりと雖も、其一言其一句悉く一貫の思想を展開し行く必要より又た其必要ある所に布置せられたること、名將の三軍を排列するが如く所謂捨石なるもの一も之れあることなきなり、教科書を讀み條文を

記憶するに専らなる人は順次に展開し行く本書の論述を逐條的にのみ讀下し之を有機的に組立てられたるものと解することなくして已むの虞あればなり。

分量よりして之を云へば本書は民法親族法中隠居に關する規定の説明其最も多きを占め、其前後の章節は必竟現行規定を根本的に理解するに必要なる緒論と補論たるに過ぎざるが如くなる可し、換言すれば第五編隠居の性質及び要件第六編隠居の無効及び取消第七編隠居の効果の三編實に二百八十頁の多きに涉れり、然り然りと雖も法律説明書としての隠居論は予輩を以て見れば必ずしも著者の如き精到全力を傾注する底の研究を値するまでのものにおらず、著者が所々に暗示するが如く現在の隠居制度なるものは其 *Days are already told* のものにして彼の隠居料法理論の權威たる *ルンデ* の著書が今日に於ても猶有する底の重要を百年の後 *ルンデ* の著其出版は今より百に有す可きや否や聊か疑なき能はざるものなり、而して又單に隠居及隠居料の法學的著述としては穂積博士の隠居論は其第二版を以てしても必ずしも一切の問題を論盡して餘さざるものと云ふ可からざるが如し、元より博士の研究主題は我邦の隠居制度なり、之に關しては著者は殆んど一

切の問題を提出し又た之を論究したりと云ふ可し然れども單に日本法規論のみに止めず世界の文明國に於ける隱居論を概括する本書の如きにありては若し法律論に於ても一切の問題を論究し盡さんとならば少くとも著者が本書に於て屢々論及したる獨逸農民の隱居制度に關し更らに詳密なる法律論を試む可き筈なりと愚考す舊民法草案が『歐洲各國に其例を見ざる辭產相續の制度』云々七百十九頁に引くと云ひ其他の本邦學者が隱居制なるものを日本特有のものとして考へたるの笑ふ可き無學を表明するものなることは著者は最も有力に之を此書に於て指摘し盡せり然れば少くとも歐洲文明國に會つて存し今も猶存する隱居制に就て更らにより多くを著者に期待するは失當ならじ著者は獨逸は之をあげたれども少くとも類似の制度は奧太利に存することは予が滯歐中教へられたる所にして之に關する文献も亦存せり佛國にも亦存することは著者も之を言へり何故著者は同時に奧太利に就ても一其他の學者ありて之を研究したる外經濟學上に於ても亦若干の文献あり殊に獨逸社會政策學會に於ては嘗て農民相續制度の研究を課題として之を總會の討議

に上せ別に詳細なる研究報告を出版せり同學會論叢第二十冊 第二十五冊に載せたり故ミアスコヴスキ  
 先生は殊に此問題に關する第一人者なり予輩笈を負ふて獨逸に遊ぶ先づラ  
 イプチヒ大學に入りて先生に師事せんとし先生を市外の邸に訪ふ時に先生は予  
 の日本人なるの故を以て種々日本の事情に就て問を發せられしが中に日本には  
 Austrag の制度大に普及せりと云ふ汝は其に就て多く知れりやとの問あり當時予  
 は穂積博士に隱居論の著あることは之を知りしも未だ其書を見たることなく其  
 他には單に一日本人として知る所以上何事もなかりしかば其旨を先生に答へた  
 るに先生は此制度の如きは汝等日本學生の研究に甚だ適せるものにあらずやと  
 教へられたり故に予は先生のゼミナールに入り得るならば先生の指導を受けん  
 と志したりしが不幸先生は予が訪問の日を隔つる幾もなくして逝去せられたり  
 然るに予の轉じてミュンヘン大學に入るや直ちにブレンタノ先生に贊を執りし  
 が先生も亦農民相續に關しては深く研究せらるゝ所あり Alentell の問題も亦先  
 生研究の一題目たりしを知れり偶然にも予の師事したるは共に隱居に關する經  
 濟學的研究者の泰斗たりしなり然るに予の微力なる終に此問題の研究までに進



むこと能はずして歸朝することとなり今穂積先生の隱居論に接し當時を追懷して多少の感慨を催さるを得ず乃ち本書が教科書的平面的コムペンヂウムたるならんには未だ論究す可き問題を残すと認めざるを得ざる所以なり否な更らに忌憚なく言ふを許さるゝならば日本法律論としてても本書は若干の問題を洩したりと感ぜざるを得ず。著者は先づ隱居の起源を説きて食老俗、殺老俗、棄老俗、退隱俗の四をあげ、隱居の種類を解説して宗教的、政事的、法律的、生理的の四種ありとし、隱居の名稱、隱居の年齢に付て詳しく考査を試みたる後、直ちに隱居の性質及要件と題して主として現行法規の説明を試みたり。予を以て見るに其間一の大なる間隙存せり。何ぞや本邦に於ける隱居制度其ものに關する法制史的敘述之なり。元より各章各項に於て略々此要求は充されありと雖も、本書の如く結構編次の理想的に完備せる書に於て、隱居制度其ものが我邦に於て如何に變遷進化したりやを系統的に記述せざるは確かに一の間隙と稱して差支なきものゝ如し。獨逸に於ては Alenteil の制は其起源に於ては Hörigkeit と密接の關係を有し Hörigkeitsverhältnis の變遷は隱居制の變遷と相提携し來れるものにして、然るが故に現在に於ては Alenteil の制は Anebenrecht と重大の關係を有するなり。佛國に於ても亦た Droit d'ânesse の制と離る可からざる關係あるものゝ如し。故にベーゼラーは其 System des gemeinen deutschen Privatrechts. (Leipzig. 1885) に於ては隱居料論を其第三卷第三篇 Das Landwirtschaftsrecht の第二部第二章 Von den Bauerngütern 中に置きたり。予輩は法律の學に於て全く修得したる所なきものなるが故に孤獨の管見に陥り居るやも斗られざるが、民法の學(條文解釋に非ず)が余りに法典に囚はれてベーゼラー其他のゲルマニストの爲す所の如く『農業法』等の成語をも實質をも全く顧みざるは聊か不足の感を禁じ能はざるものにして、本書の著者の如きありて這箇の異れる試を爲すことを切望するものなり。然るに本書は此點より云へば zu allgemein gehalten の觀なき能はず。例へば中田博士が其莊園の研究に於て吾人に教へたる『百姓職』『作手職』の如きは宛ら獨逸の Bauerngut との類似を暗示するものゝ如くにして、同博士の示したる如く『職』が式となり『株式』『跡式』等の語出で來りたるものとすれば、家督相續に於て此『式』なる觀念及事實が何等かの關係を有せざりしや、予輩門外漢が本書の著書より教へられんことを期待するも甚しき門違の要求にあらざる可きか。著

第九卷 (六〇九) 論 說 穂積博士の隱居論を讀む 第六號 一一



者○は○退○隱○俗○よ○り○直○ち○に○隱○居○の○制○起○れ○り○と○云○ふ○に○止○ま○る○が○如○く○な○れ○ど○も○其○間○に○は○或○は○大○なる○距○離○の○存○す○る○場○合○は○之○れ○な○き○や○少○く○と○も○Entwicklungsschemaとして著者の打立てたるものは社會學者の其れにして法制史上のものと見ては著しき間隙存するものゝ如くなり。故に卒直に之を云へば第一編と第二編とは unvermittelt の感あり。元より大體の Schema としては著者の見解は一の争を容れざるものなる可しと雖も、本書に顯はれたる儘にては多少 *vorgreifen* の形跡を存するが如し。論じて茲に到り、即ち前言の意義を明言するも差支なかる可し。本書は其法規的解釋を主題とするものにあらず、一の大きな *Gedankengang* を展開するの目的を以て作られたるものなり、其各編其各章は悉く一の *Stossangeregtes rechtsphilosophisches Panorama* 中に於ける *striche* たるなり、其一々に眞價存するにあらず、其相集りて與ふる *Gesamteffekt* に價値は存するなり。恰もパノラマ中の各部分に就て顯微鏡的に見るときは必ずしも最高の *Kunstwerk* と稱し能はずと雖も、其不十分なるが如き、其粗雜なるが如き各部が集成して與ふる *Gesamteindruck* が最高の *Leistung* たるが如し。若し各部に就て最高の技巧を施し最精の産物を點置するときは却て全體を破壊するに至ることある可きなり。間隙の存するは偶々老工苦心の結果たるやも斗られず。然るを徒らに枝葉の論に馳りて部分々に就て詮索するに止るが如きはパノラマを見てパノラマを味ふ能はずして已むものならずんばあらず。

予は斯く如く本書を見る故に其長所も其欠點も此立場よりして之を判断す可きものと信せり。果して著者の承認する所たる可きや否や。

##### 五 形式上不備なる若干點

さて右の如き管見に基きて本書を論ず可きが、之に先ち形式上微細の點に就て本書に對し予の囑望する所を一言し置かんとす。畢竟予が本文に筆を執るに先ち此書が正さに要求する丈けの注意を以て一讀したる事實を明白にする所以に外ならざるなり。

第一に指摘せんと欲するは引照の體裁一様ならざること是れなり。著者は隨所に該博豐富なる引照を添記したり、其一々に付て點檢するに何れも孫引若くは耳食の類にあらず、彼の日本國中何れの圖書館にも藏本なしと思はるゝ書物の名を多數臚列して體裁を飾るが如き惡風は毫も之を本書中に見出すこと能はず。本書

に記する所數百の書何れも皆著者が仔細に讀了し商量したるものにあらざるはなし。此事當然ながら現今の學界に在りては寧ろ稱揚せざる可からずと信ず。然るに茲に遺憾なるは著者の引照の體裁一様ならず、或場合には刊行年頁數までをも詳記するに、他の場合には單に書名のみをあげて其何版によるか又は其如何なる部分に所見ありやを知るに苦しましむるものあり。スペンサー社會學の如き浩瀚の書を唯だ書名のみをあげたるは參考者をして之をチエツクするに甚しき勞を費さしむ。グリュムの法律故事彙の如きに至つて殊に然り。六十頁及百三頁に於ける引照は恐らく第一卷六百七十三頁「老人」の項に據られたることと思はるゝが何も單に原書名を挙げあるに止まる。隠居論百十三頁「歐洲の中央なるドイツ國に於ては隠居の制汎く農民間に行はれ」云々の條には單に「ゲルバーの獨逸私法論と注記して其何れより取れるや明ならず、ゲルバーの書は別に珍本と云ふ可きにはあらざる可けれども、例へば慶應高商兩圖書館に藏本なく予の如きは直に之に付てチエツクすることを得ざるものなれば、せめては引用の箇所を明かに示されんとの望を起すは當然ならずや。追記乾博士の厚意により借覽を得たれば後段論及する

所ある可し)況んやドイツ農民隠居制の典據としては、ゲルバー其他法律書のみならず、經濟書にも散見尠からざること前述の如くにして、著者がゲルバーのみを擧げて他書殊に經濟書のことを一言もせざる理由は、予之を諒解する能はざるなり。更らに又た農民隠居制は獨りドイツのみならず、埃太利にも同様の制ありと學び居るに於てをや、著者は「歐洲各國に於て其類例を見ずと云ふは誤れり(略)之を本邦特有の習俗と速断するものに比すれば稍々當を得たるに近しと雖も、尙ほ未だ事實を盡さざるの憾みなき能はず」<sup>百十</sup>と云ふにあらずや、舊民法編纂委員を評するに、此言を以てして其誤謬を匡正せんとする以上、著者は今少しく詳密に教ゆる所ある可き筈にあらずや。又た同所ヴァイベルトの日本親族相續法論を引用するも此論文は予の見たる所にては雜誌中にあるものにして一の單行本あることを知らず、然れば其雜誌名を併記せざるは聊か不親切の嫌なからずや、始めて此書の事を著者より學ぶ人單行本としての右書を尋討して之を得ざるに失望することある可きなり。右は *Mitteilungen der deutschen Gesellschaft für Natur- und Völkerkunde Ostasiens*. Bd. V. Tokio 1890. S. 83 中にあることを併記するも別に紙數を増す虞ありとも思は

れず、日本の書物に就ても『全國民事慣例類集』の如き民間容易に見るを得ざるものに就て殊に然りとす。本書中右書を引くに引用の箇所細記しある所あり、之れあらざる所ありて一様ならざるは甚だ遺憾なりとす。ペーセラの書の如きは之をペーセラとなしある所あり四百三又た三百七の注記には頁数を挙げたれども其は明かに誤記にして其あげたる第百八十八頁には全く別事を記せり。但し著者は版本を明示せざる故予の見るところとは異版なるやも知れず、予の見るところは千八百八十五年伯林刊行のものにして、其第百八十八頁には *Neiberechnung und Zeitrisen* の一節を掲げたり。著者引用する所に關係あるは第百七十三頁(百九十三節以下なり)。著者或は頁と節とを誤記し第百八十八節『農民田に就て』なる第二章の全部を大體的に引きしにはあらざるか、然りとすれば共に不精密の評を免れざる可し。

又た著者は常に *First hand* に就て *schöpfen* するを勉むるに拘らず往々にして翻譯書を引く事あり、第三百七十三頁共產家産人産の進化を叙するの條にラヴレエは寧ろ不完全なる佛原本をあげ、此書はブエヒアー先生の獨譯を以て勝れりとするなり、乍ら、ルトルノーの『財産起源進化論』は却て英譯書の名をあげ、又たラヴァルグの書の如き今日の學者の斥けて取らざるものをあげ、レヴギンスキの書は誤てレミンスキとして掲げ、フェリクス・ザムター・ウグナー等の書を挙げず、而して其書名も略筆に従ひ刊年も版本の種類をもあげず、ラヴレエの書の如き版本によりて著しき差違あることを忘れたるが如し。殊に六百二十二頁以下養老期金制度に就ては其出典は凡て之を省略したるは何故なりや、六百八十八頁に於て總括的に青書、メーザラランド(スーゼル)ランドは誤ならん、フランケル、ドーン及杉學士等の書をあげたれども更らに之をチエツクする方法與へあらず。

殊に六百九十四頁社會權の成語に就ては獨りウーゴチン(此書も書名のみをあげあり)のみを掲げ、他に此語を用ゆるもの多きを顧みざるは不思議なり、少くともアントン・メンガー先生の名は特筆大書せざる可からざるにわらずや、經濟學者として少くともヴグナーの名亦之を省く可からず。

以上云ふ所若し本書が尋常一様の法律書なるならんには別に指摘を要す可き程の事にあらず、唯だ本書の如き周到謹嚴苟くもせざるものにして而して斯學の宿儒會心の、大勞作として、這箇白玉の微瑕も亦著しく吾人の眼孔を打つが爲

次に本書中聊か不穩當の嫌ある一箇所の更正を希望せざる能はず。蓋し本書は其全體を通じて極めて穩健冷靜の行文を以て諄々として説き去り説き來りて倦まざるは讀者に快感を興ふる一再にして止まらず。然るに唯一ヶ所に於て著者は温厚の態度を捨て稍々激越の文字を用ゐたり。即ち二百七頁より二百十五頁に涉りて三浦文學博士の反對論を斥くる一條是れなり。此條は慎重靜平なる本書全體の調子と調和せざるも亦甚しき底の痛切のものなるは誰人も認むる所ならん。殊に結句「無證の斷案は權威者の言と雖も學問上の價值を有せず」云々の一項の如き予は之を斯學の長老の手に成る本書に見出すを惜まざるを得ず。論難攻撃狂犬の如く野猪の如きを常とせる吾人若輩が此種の文字を使用するは別に不思議ならず。痛は痛に激は激なる儘の一體として一の「コンツェルト」を成せばなり。然れども本著者の如き未だ曾て疾言せず未だ曾て高論せざるものよりして此種の言を聞く予輩は先づ喫驚を禁じ得ざるなり。思ふに著者は多年熟考推思の結果たる其隱居年齡に關する考證が三浦博士の爲めに反證を伴はざる輕き一言を以て斥けら

れたるに心中憤を發したるものにあらざるか。予は此條を讀みたるのみにて三浦博士の再論を學ぶ機會を有せざるものなれども、本著者の考證は容易に覆へし能はざる堅固の所依を有するものなるを認めざる能はず。而して三浦博士は其學者たる面目にかけても冷靜慎重に穂積博士の駁論に對して其論據を詳示する義務あるを感ずるものなり。然りと雖も本書其ものみに就て云へば著者の疾言的部  
分は之を割愛するも其論證の價值は毫も輕減するものにあらずと確信するものなり。進化の高度に達せる文化民が時として原始時代の野性を發揮し、優老俗の進みたる今日の文明國に於て時に食老殺老に近き蠻行を演出することあるが如く、斯界の長老たる著者も不當なる駁論攻撃に會しては其壯時の氣鋭的發奮を全くは壓抑し得ざることある諒察に堪へたり。過を見て仁を知る予は寧ろ著者が其學ぶ所に厚く其信する所に忠なるに敬服せざる能はず。然れども其は一事にして本書其ものより考ふることは他事なり。是れ此一條の改筆を希望する所以なり。

—〔以下續出〕—